

平成 19 年 3 月 7 日

各 位

会 社 名 株式会社ファンコミュニケーションズ
代表者名 代表取締役社長 柳澤 安慶
(コード番号 2461)
問合せ先 取締役管理部長 堂下 裕章
(TEL. 03 - 5766 - 3530)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 3 月 7 日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成 19 年 3 月 29 日開催予定の第 8 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

(1) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号) および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号) ならびに「会社法施行規則」(平成 18 年法務省令第 12 号) および「会社計算規則」(平成 18 年法務省令第 13 号) が、平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、現行定款の一部を次のとおり変更するものであります。

- ①株主総会の運営を円滑に行うため、また、代理人の員数を明確にするため、株主総会における議決権の代理行使について、代理人を議決権を有する他の出席株主 1 名に限ることとし、変更案第 16 条の変更を行うものであります。
- ②インターネットを利用した方法による株主総会参考書類等の開示を可能とし、株主総会の招集に際し株主の皆様への利便性を高めるため、また、情報の充実と費用負担の軽減を図るため、変更案第 13 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。
- ③「会社法」第 370 条の定める取締役会の書面決議を可能とし、取締役会をより機動的かつ効率的に運営するため、変更案第 25 条(取締役会の決議の省略)を新設するものであります。
- ④定款の定めにより、社外監査役について責任限定契約の締結が可能となったことから、優秀な人材を確保し、監査体制の一層の充実を図るため、変更案第 37 条第 2 項を新設するものであります。
- ⑤第 6 章に「会計監査人」の章を新設し、変更案第 38 条(会計監査人の選任)、変更案第 39 条(会計監査人の任期) および変更案第 40 条(会計監査人の報酬等)を新設するものであります。
- ⑥以上のほか、表記および参照条文等を会社法に準拠させるための所要の変更を行うものであります。

- (2) 「会社法」施行に伴い、新たに定款に定めを置くことが必要とされる事項について、変更案第4条（機関）および変更案第7条（株券の発行）を新設するものであります。
- (3) 上記変更に伴い、構成の整理、文言の修正、追加、削除等を行うとともに、条数および条項等の調整を行うなど規程の整備を図るものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 19 年 3 月 29 日（木）
定款変更の効力発生日	平成 19 年 3 月 29 日（木）

以 上

(下線は変更箇所を示します)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則 (新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p>
<p>第4条 (公告の方法)</p> <p>当社の公告は、電子公告により行う。ただし、<u>電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは</u>、日本経済新聞に掲載して行う。</p>	<p><u>第4条 (機関)</u></p> <p>当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>取締役会</u> 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. <u>会計監査人</u>
<p>第5条 (会社が発行する株式総数)</p> <p>当社の発行する株式の総数は、300,000株とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>第5条 (公告方法)</p> <p>当社の公告方法は、電子公告により行う。ただし、<u>事故その他やむを得ない事由により、電子公告による公告をすることができない場合は</u>、日本経済新聞に掲載して行う。</p>
<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条 (自己株式の取得)</p> <p>当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p>	<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条 (発行可能株式総数)</p> <p>当社の発行可能株式総数は、300,000株とする。</p> <p>第7条 (株券の発行)</p> <p>当社は、<u>株式に係る株券を発行する。</u></p>
<p>第7条 (名義書換代理人)</p> <p>当社は、<u>株式及び端株につき、名義書換代理人を置く。名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。</u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ)、<u>端株原簿及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換及び端株原簿への記載または記録、端株の買取り、その他株式及び端株に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u></p>	<p>第8条 (自己の株式の取得)</p> <p>当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u></p>
<p>第8条 (株式取扱規程)</p> <p>当社の株券の種類ならびに株式の名義書換、<u>端株原簿への記載または記録、株券喪失登録、質権の登録及び信託財産の</u></p>	<p>第9条 (株主名簿管理人)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 当社は、<u>株主名簿管理人</u>を置く。 2. <u>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により定め、これを公告する。</u> 3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ)、<u>新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u>
<p>第8条 (株式取扱規程)</p> <p>当社の株券の種類ならびに株式の名義書換、<u>端株原簿への記載または記録、株券喪失登録、質権の登録及び信託財産の</u></p>	<p>第10条 (株式取扱規程)</p> <p>当社の株式に関する取扱い及び手数料は、<u>法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p>

<p><u>表示またはこれらの抹消、株券の不所持、株券の再交付、端株の買取り、届出の受理その他株式及び端株に関する取扱いならびに手数料は法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p>	
<p><u>第9条（基準日）</u></p> <p>当社は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その<u>決算期</u>に関する定時株主総会において<u>議決権</u>を行使すべき株主とする。</p> <p>前項<u>その他</u>、必要があるときは取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p>	<p><u>第11条（基準日）</u></p> <p>当社は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主（<u>実質株主を含む。以下同じ</u>）をもって、その<u>事業年度</u>に関する定時株主総会において<u>権利</u>を行使することができる株主とする。</p> <p>前項<u>及び本定款に定めるもののほか</u>、必要があるときは取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p>
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p><u>第10条（招集及び招集者）</u></p> <p>定時株主総会は、毎<u>営業年度</u>の翌日から3ヶ月内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある<u>場合</u>に随時これを招集する。</p> <p>株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長がこれを招集する。</u></p> <p>取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で<u>定めた順序により他の取締役がこれを招集する。</u></p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p><u>第12条（招集、招集者及び議長）</u></p> <p>1. <u>当社の定時株主総会は、毎事業年度の末日から3ヶ月内に招集し、臨時株主総会は、その必要があるときに随時これを招集する。</u></p> <p>2. <u>株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって取締役社長が招集し、議長となる。</u></p> <p>3. <u>取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。議長は、総会の秩序を維持し議事を整理する。</u></p> <p>4. <u>議長は総会の秩序を維持し議事を整理する。</u></p>
<p style="text-align: center;">（新 設）</p>	<p><u>第13条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u></p> <p>当社は、<u>株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>
<p><u>第11条（条文省略）</u></p> <p><u>第12条（議長）</u></p> <p>株主総会の議長は、<u>取締役社長がこれに当たる。取締役社長に事故があるときは、</u></p>	<p><u>第14条（現行どおり）</u></p> <p style="text-align: center;">（削 除）</p>

<p><u>あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに当たる。</u> <u>議長は、総会の秩序を維持し議事を整理する。</u></p>	
<p>第13条（決議） 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席株主の議決権の過半数をもって決する。 <u>商法第343条第1項の規定による株主総会の決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもってする。</u></p>	<p>第15条（決議の方法） 1. 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 2. 会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。</p>
<p>第14条（議決権の代理行使） 株主は、当会社の議決権を有する他の株主に委任して、その議決権を行使することができる。 この場合は、代理権を証する書面を株主総会ごとに会社に提出するものとする。</p>	<p>第16条（議決権の代理行使） 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。 この場合には、株主または代理人は、代理権を証明する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。</p>
<p>第15条（議事録） <u>株主総会の議事は、その経過の要領及び結果を議事録に記載し、議長並びに出席した取締役が記名捺印または電子署名を行う。</u></p>	<p style="text-align: center;">（削 除）</p>
<p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p>	<p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p>
<p>第16条（員数） (条文省略)</p>	<p>第17条（取締役の員数） (現行どおり)</p>
<p>第17条（選任決議） 当会社の取締役は、株主総会において選任する。 <u>前項の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決し累積投票によらないものとする。</u></p>	<p>第18条（取締役の選任） 1. 当会社の取締役は、株主総会の決議によって選任する。 2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとする。</p>
<p>第18条（任期） 取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときをもって満了とする。</u>ただし、任期満了前に退任した取締役の補欠又は増員により選任された取締役の任期は、在任す</p>	<p>第19条（取締役の任期） 取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u>ただし、任期満了前に退任した取締役の補欠または増員により選任された取締役の任期は、在任する取締役</p>

<p>る取締役の任期の満了すべき時までとする。</p>	<p>の任期の満了する時までとする。</p>
<p>第19条（代表取締役） <u>当会社を代表する取締役は、取締役会の決議によりこれを定める。</u></p>	<p>第20条（代表取締役） <u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を執行する。</u></p>
<p>第20条（役付取締役） <u>取締役会の決議をもって、取締役会長及び取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p>	<p>第21条（役付取締役） <u>取締役会は、その決議によって、取締役会長及び取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p>
<p>第21条（招集及び議長） <u>取締役会は、法令に定めのある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに当たる。</u></p>	<p>第22条（取締役会の招集権者及び議長） <u>1. 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が取締役会を招集し、議長となる。</u> <u>2. 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p>
<p>第22条（招集通知） <u>取締役会の招集通知は、会日の3日前にこれを発する。ただし、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないでこれを招集することができる。</u></p>	<p>第23条（取締役会の招集通知） <u>1. 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までにこれを発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</u></p>
<p>第23条（決議） <u>取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その過半数をもって決する。ただし、決議につき特別の利害関係を有する取締役は、議決権を行使することができない。</u></p>	<p>第24条（取締役会の決議の方法） <u>取締役会の決議は、議決に加わることができない取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p>
<p style="text-align: center;">（新 設）</p>	<p>第25条（取締役会の決議の省略） <u>当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p>
<p>第24条（議事録） <u>取締役会の議事は、その経過の要領及び結果を議事録に記載し、議長並びに出席した取締役及び監査役が記名捺印または電子署名を行う。</u></p>	<p style="text-align: center;">（削 除）</p>
<p>第25条（取締役会規程） <u>取締役会に関する事項は、法令または本</u></p>	<p>第26条（取締役会規程） <u>取締役会に関する事項は、法令または本定款</u></p>

<p>定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p>	<p><u>に定めるもの</u>のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p>
<p>第26条（報酬）</p>	<p>第27条（取締役の報酬等）</p>
<p>取締役の報酬は、株主総会においてこれを定める。</p>	<p>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によってこれを定める。</p>
<p>第27条（取締役の責任免除）</p>	<p>第28条（取締役の責任免除）</p>
<p>当会社は、<u>商法第266条第12項の規定により、取締役会の決議をもって、同条第1項第5号の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p>	<p>1. 当会社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>
<p>当会社は、<u>商法第266条第19項の規定により、社外取締役との間に、同条第1項第5号の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度は、100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>	<p>2. 当会社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
<p>第5章 監査役及び監査役会</p>	<p>第5章 監査役及び監査役会</p>
<p>第28条（員数）</p>	<p>第29条（監査役の員数）</p>
<p>（条文省略）</p>	<p>（現行どおり）</p>
<p>第29条（選任決議）</p>	<p>第30条（監査役の選任）</p>
<p>当会社の監査役は、株主総会において選任する。</p>	<p>1. 当会社の監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p>
<p>監査役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その過半数をもって決する。</u></p>	<p>2. 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>
<p>第30条（任期）</p>	<p>第31条（監査役の任期）</p>
<p>監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終決算期に関する定時株主総会の終結のときをもって満了とする。ただし、補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p>	<p>監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。ただし、任期満了前に退任した監査役の補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>第31条（常勤の監査役）</p>	<p>第32条（常勤の監査役）</p>
<p>監査役は、<u>互選により常勤の監査役を定める。</u></p>	<p>監査役会は、<u>その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>
<p>第32条（監査役会の招集通知）</p>	<p>第33条（監査役会の招集通知）</p>

<p>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p>1. 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までにこれを発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>
<p>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。</p>	<p>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p>
<p>第33条（監査役会の決議方法） （条文省略）</p>	<p>第34条（監査役会の決議の方法） （現行どおり）</p>
<p>第34条（監査役会の議事録）</p>	<p>（削 除）</p>
<p><u>監査役会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</u></p>	
<p>第35条（監査役会規程） 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>	<p>第35条（監査役会規程） 監査役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>
<p>第36条（報酬） 監査役の報酬は、株主総会においてこれを定める。</p>	<p>第36条（監査役の報酬等） 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>第37条（監査役の責任免除） 当社は、<u>商法第280条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p>	<p>第37条（監査役の責任免除） 1. 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>
<p>（新 設）</p>	<p>2. 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
<p>（新 設）</p>	<p>第6章 会計監査人</p>
<p>（新 設）</p>	<p>第38条（会計監査人の選任）</p>
	<p>会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</p>
<p>（新 設）</p>	<p>第39条（会計監査人の任期）</p>
	<p>1. 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>
	<p>2. 会計監査人は、前項の定時株主総会におい</p>

<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>第38条 (営業年度) 当社の<u>営業年度は、毎年1月1日から同年12月31日とする。</u> <u>決算は、毎営業年度末日に行う。</u></p> <p>第39条 (利益配当金) <u>利益配当金は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者及び端株原簿に記載又は記録された端株主に支払う。</u></p> <p>第40条 (中間配当) 当社は、取締役会の決議により、毎年6月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者及び端株原簿に記載または記録された端株主に対し、<u>中間配当を行うことができる。</u></p> <p>第41条 (配当金の除斥期間) <u>利益配当金および中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p><u>て別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p> <p>第40条 (会計監査人の報酬等) <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>第41条 (事業年度) 当社の<u>事業年度は、毎年1月1日から同年12月31日とする。</u></p> <p>第42条 (剰余金の配当) <u>当社は、株主総会の決議によって、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、<u>金銭による剰余金の配当を行うことができる。</u></u></p> <p>第43条 (中間配当) 当社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、<u>会社法第454条第5項に定める剰余金の配当を行うことができる。</u></p> <p>第44条 (剰余金の配当の除斥期間等) 1. <u>配当財産が金銭である場合には、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u> 2. <u>前項の金銭には利息をつけない。</u></p>
--	--